

令和 6 年第 5 回真庭市教育委員会会議録

会 議 種 類	持ち回り	
開 催 年 月 日	令和 6 年 3 月 29 日（金）持ち回り	
開会及び閉会 時 刻	開会時刻	－
	閉会時刻	－
場 所	－	
会議録署名者	教 育 長 三ツ 宗宏	
	教 育 委 員 常本 直史	
	教 育 委 員 徳山 周一	
	教 育 委 員 高谷 絵理香	
	教 育 委 員 和田 ひろみ	
会議録作成者	教育総務課 上級主事 美甘 仁美	

1 教育委員

職 名	氏 名	備 考
教 育 長	三 ツ 宗 宏	
教育長職務代理者	常 本 直 史	
委 員	徳 山 周 一	
委 員	高 谷 絵里香	
委 員	和 田 ひろみ	

2 持ち回りした者

職 名	氏 名	備 考
教 育 次 長	武 村 良 江	
教育総務課長	浅 野 晃 彦	
教育総務課上級主事	美 甘 仁 美	

3 議事項目

	案 件	結 果
	付議事件	
	議案第 1 1 号 真庭市教育委員会事務決裁規程の一部改正について	原案可決
	議案第 1 2 号 真庭市教育委員会事務局職員のハラスメント防止等に関する規程の制定について	原案可決
	議案第 1 3 号 真庭市教育委員会公告式規則の制定について	原案可決

5 議事の概要

第5回教育委員会会議教育委員会会議は、4月1日施行の案件のため、4月1日付けの議決が必要なため、3月29日（金）に持ち回りをして審議を行った。

●議案第11号真庭市教育委員会事務決裁規程の一部改正について。

○浅野教育総務課長

（資料により説明）

（徳山委員からの質問、意見）

○徳山委員

例えば学校との予算、決算とか決裁とかも、全部ということですか。

○浅野教育総務課長

学校の方は切り離されているので、この庁舎の中ということで。

○徳山委員

もう1つ、起案した人が、勝手にこう、上の人に決済してくれっていうことができるという意味ですか。

○浅野教育総務課長

押し上げは、原則、規定では、長期に不在をする場合等に限られるんですが、そういうこともできるというようなことが、この規程に盛り込まれたということです。今までですと紙ですから、そういう規程がなくても回していたのですが、システム上それができないので、そういう手順をここに規程として定めたということです。

○徳山委員

もう1つ。そうすると、紙とか無駄なものが少なくなっていくということになるのかなと思うのですが、いずれはその学校とかにもこれを進めていこうという考えはあるんでしょうか。

○浅野教育総務課長

今のところはありません。計画上はありません。そもそも使っているシステムが、それぞれ学校のシステムと親和性というのがありますので。

○三ツ教育長

学校は、いわゆる学校内での決裁システムっていうこと。

○徳山委員

事務決裁の話です。

○浅野教育総務課長

今まで通りです。学校の中のシステムを使いますので。

○徳山委員

電子決裁が学校もできたら、紙がかなり減るのではないかと思います。

○浅野教育総務課長

紙は減らしたいとは我々も思っているのですが、減らす以上の経費がどこまでかかるのかというところもありますので。財政事情もありますので、そこは天秤にかけながらということです。

○三ツ教育長

学校内の稟議は簡易稟議であれば、今のミライムでも使えますから、それはもう工夫している学校もあるようです。

- ・他の委員からは質疑なし。
- ・全員の委員から、真庭市教育委員会事務決裁規程の一部改正について異議なしとの意見。
- ・異議なしということで原案可決。

●議案第 12 号真庭市教育委員会職員のハラスメント防止に関する規程の制定について

○浅野教育総務課長
(資料により説明)

(常本委員からの質問、意見)

○常本委員
この規定の中には研修等はいらないのですか。

○浅野教育総務課長
入っています。

○常本委員
これは月 1 回のペースとかでやってるとか。他のこともあるので、そんなにはできないんでしょうけど。

○浅野教育総務課長
適宜開催という形になります。

○三ツ教育長

事業主責任として、大きく考えておかないといけないのは、この規程があるということと、ハラスメントというのはどういう行為をいうのかということの周知をきちんとしていくということですね。その方針伝達をきちんとしていかないといけないので、心がけていきたいと思っております。同時に、ここにも挙げてますけども、ことが起こった時に迅速に相談対応できる体制。あるいは審査ができる体制。そういうことを努めていく必要があると考えております。

- ・他の委員からは質疑なし。
- ・全員の委員から、真庭市教育委員会事務決裁規程の一部改正について異議なしとの意見。
- ・異議なしということで原案可決。

●議案第 13 号、真庭市教育委員会公告式規則の一部改正について

○浅野教育総務課長

(資料により説明)

(高谷委員からの質問、意見)

○高谷委員

この公告および告知というのは、具体的にどういうものになるんですか？

○浅野教育総務課長

公告というのは、一般に広く、市民の方に、伝えたいことを広めるということです。告示も同じ意味です。この公告式の式は、いわゆる手段という意味です。広く一般の方に知らしめる手段について定めた規則ということです。

○三ツ教育長

市役所では、バス停の向こう側の掲示板に貼ったら、告示した、公告したという取り扱いになるので、そこの印鑑を外すという話になりました。

- ・他の委員からは質疑なし。
- ・全員の委員から、真庭市教育委員会事務決裁規程の一部改正について異議なしとの意見。
- ・異議なしということで原案可決。